

伊那市「移住・定住準備住宅」入居者募集要項  
～伊那市へ移住・定住してみませんか～

1 要旨

本市では、伊那市へ移住を希望する皆様に、移住・定住の支援として「移住・定住準備住宅」の提供を行っています。お仕事や住まいの確保などを行う一定期間、市営住宅を通常家賃の半額でご利用いただくことができます。

2 入居資格

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (2) 入居しようとする本人又は同居し、若しくは同居しようとする親族の全員が、本市以外の市区町村から本市に移住し、定住する見込みであること。
- (3) 入居申込み時において、入居者若しくはその配偶者が45歳以下又は中学生以下の子がいる世帯であること。
- (4) 本市に住民登録できる者であること。
- (5) 前年度の所得が月額104,001円を超えていること。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。
- (6) 地域の自治会へ加入し、地域活動に参加できること。
- (7) 市区町村税を滞納していないこと。
- (8) 入居しようとする本人又は同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

3 居住期間

許可した日から12か月を超えない期間

4 家賃・敷金

入居開始から6か月までの期間は通常家賃の半額。7か月から12か月までの期間は通常家賃となります。家賃の納入時期は、前月末まで（土日祝日の場合は翌日）となります。

敷金は徴収しません。

5 応募方法

申請にあたっては事前に面談や聞き取りを行います。

伊那市役所建設部管理課住宅政策係までご連絡をお願いします。

電話 0265-78-4111 内線 2511

6 申請時の提出書類等

- (1) 行政財産使用許可申請書 1通

## ア 添付書類

### (ア) 現在お住まいの市町村の住民票 1通

世帯の一部の方が、一時転居などしており、当該2箇所の住民票にて、同一世帯と認められる場合においては、係る住民票の添付と申請者ご本人の申し立てにより、入居資格を確認させていただきます。

### (イ) 世帯員全員の所得証明書 1通

同一世帯と認められる世帯員全員の前年の所得証明書

### (ウ) 完納証明書 1通

現在居住されている市区町村の完納証明書（税等の滞納が証明できる書類）

### (2) 誓約書 1通

入居時までに誓約書を提出していただきます。

### (3) 市営住宅入居者の連帯保証人確認書 1通

保証人が1名（3親等以内の親族、住所は限定しません）必要です。

保証人の印鑑登録証明書が必要です。

## 7 募集する住宅

高遠町地区	小原北特賃、ハイツ瀬戸、ハイツ小原南 ほか
長谷地区	中島団地 ほか

(注1) 上記住宅のほか、空き室の状況により募集する住宅を決定します。

(注2) 駐車場は、1台分を用意しています。（2台目以降は応相談）

## 8 選考方法

申請書を審査し、入居の可否について後日通知します。

## 9 その他

(1) 退去時の修繕は入居者負担となります。

(2) 家電（電子レンジ、照明器具、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）などは、設置されていないので入居者が用意することになります。

(3) 住宅に係る光熱水費等は、入居者負担となります。

(4) 下記の住宅については、家賃とは別に共益費をいただきます。

ア ハイツ瀬戸 1,000円

イ ハイツ小原南 2,000円

(5) 家賃とは別に使用の区画により駐車場使用料をいただきます。

(6) 犬、猫等のペットの飼育はできません。

(7) 退去時には、入居者の負担で畳の表替え、ハウスクリーニング等を行っていただきます。